

引取業者 更新申請必要書類一覧票

	更新申請必要書類		確認欄				
1	引取業者登録・更新申請書 <u>※事業所所在地が千葉市・船橋市・柏市でないこと</u>						
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">申請者が個人</td> <td style="padding: 5px;">住民票の写し ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ※「フロン類回収業者登録更新」と同時申請の場合は、一方は原本、他はコピーでも可 <発行日より3月以内></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">申請者が法人</td> <td style="padding: 5px;">商業登記簿謄本（履歴事項証明書） ※「フロン類回収業者登録更新」と同時申請の場合は、一方は原本、他はコピーでも可 <発行日より3月以内></td> </tr> </table>		申請者が個人	住民票の写し ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ※「フロン類回収業者登録更新」と同時申請の場合は、一方は原本、他はコピーでも可 <発行日より3月以内>	申請者が法人	商業登記簿謄本（履歴事項証明書） ※「フロン類回収業者登録更新」と同時申請の場合は、一方は原本、他はコピーでも可 <発行日より3月以内>	
申請者が個人	住民票の写し ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ※「フロン類回収業者登録更新」と同時申請の場合は、一方は原本、他はコピーでも可 <発行日より3月以内>						
申請者が法人	商業登記簿謄本（履歴事項証明書） ※「フロン類回収業者登録更新」と同時申請の場合は、一方は原本、他はコピーでも可 <発行日より3月以内>						
3	申請書の「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」欄には、「別添のとおり」と記載し、次の1, 2いずれかの書類を添付して下さい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有するものが確認できることを示す書類 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; display: inline-block;"> 自動車整備士若しくは中古自動車査定士等の資格書等の写し等又は 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等 </div> </td> </tr> </table>		1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類	2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有するものが確認できることを示す書類 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; display: inline-block;"> 自動車整備士若しくは中古自動車査定士等の資格書等の写し等又は 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等 </div>			
1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類							
2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有するものが確認できることを示す書類 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; display: inline-block;"> 自動車整備士若しくは中古自動車査定士等の資格書等の写し等又は 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等 </div>							
4	誓約書 <u>※申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人の役員を含む。）</u> <u>が法第45条第1項各号に該当しないことを説明する書類</u>						
5	引取業者であることを証明する書類（いずれも原本） 引取業者登録通知書又は引取業者登録証明願等						
6	千葉県収入証紙4, 000円分						